

小笠原村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	2,587人	4,490,350 千円	197,930 千円	990,882 千円	22.07%	24.27%

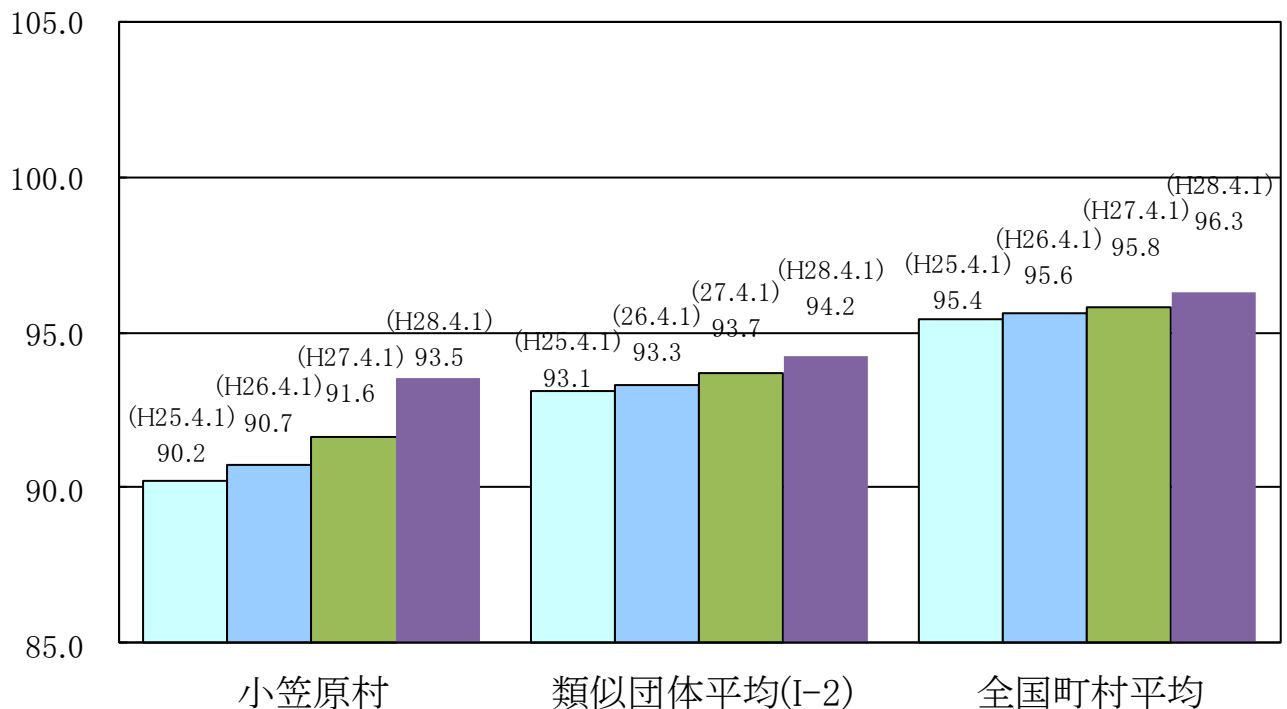
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
27年度	117人	393,869 千円	148,905 千円	142,450 千円	685,224 千円

(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
5,857千円	5,424千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。
~~3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。~~

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

採用、退職者等による変動。

（総職員数が少ないため、変動幅が大きくなりやすい。）

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
○年度	円	円	円 (%)	%	%	0.17%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
○年度	月	月	月	月	月	4.20月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）【記入例】国基準●%に対し、△△市においても●%を支給。

（実施時期）【記入例】平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は1%、給与改定後は平成27年4月に遡及し2%、平成28年4月1日時点は3%を支給。

（参考）

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支 給割合				
△△市の支給割 合				

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（28年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
小笠原村	44.3歳	309,826円	407,079円	334,693円
東京都	41.6歳	316,682円	452,041円	398,107円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	41.6歳	295,805円	338,210円	322,016円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
小笠原村	40.5歳	7人	206,929円	232,002円	209,096円	-	-	-	-
うち 施設調理	40.4歳	5人	209,320円	229,318円	211,920円	調理士	40.8歳	304,000円	0.75
東京都	48.8歳	1,510人	292,729円	395,396円	364,033円	-	-	-	-
国	50.4歳	2,876人	287,447円	-	329,358円	-	-	-	-
類似団体	49.5歳	3人	263,894円	292,218円	277,644円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
小笠原村	-	-	-
うち施設調理	3,528,806円	4,145,800円	0.85

*民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成25年～27年の3ヶ年平均)。

*技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点においても完全に一致しているものではない。

*年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（28年4月1日現在）

区 分		小笠原村	東京都	国
一般行政職	大学卒	176,700円	181,200円	176,700円
	高校卒	144,600円	144,600円	144,600円
技能労務職	高校卒	142,000円	142,000円	—
	中学卒	円	円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（28年4月1日現在）

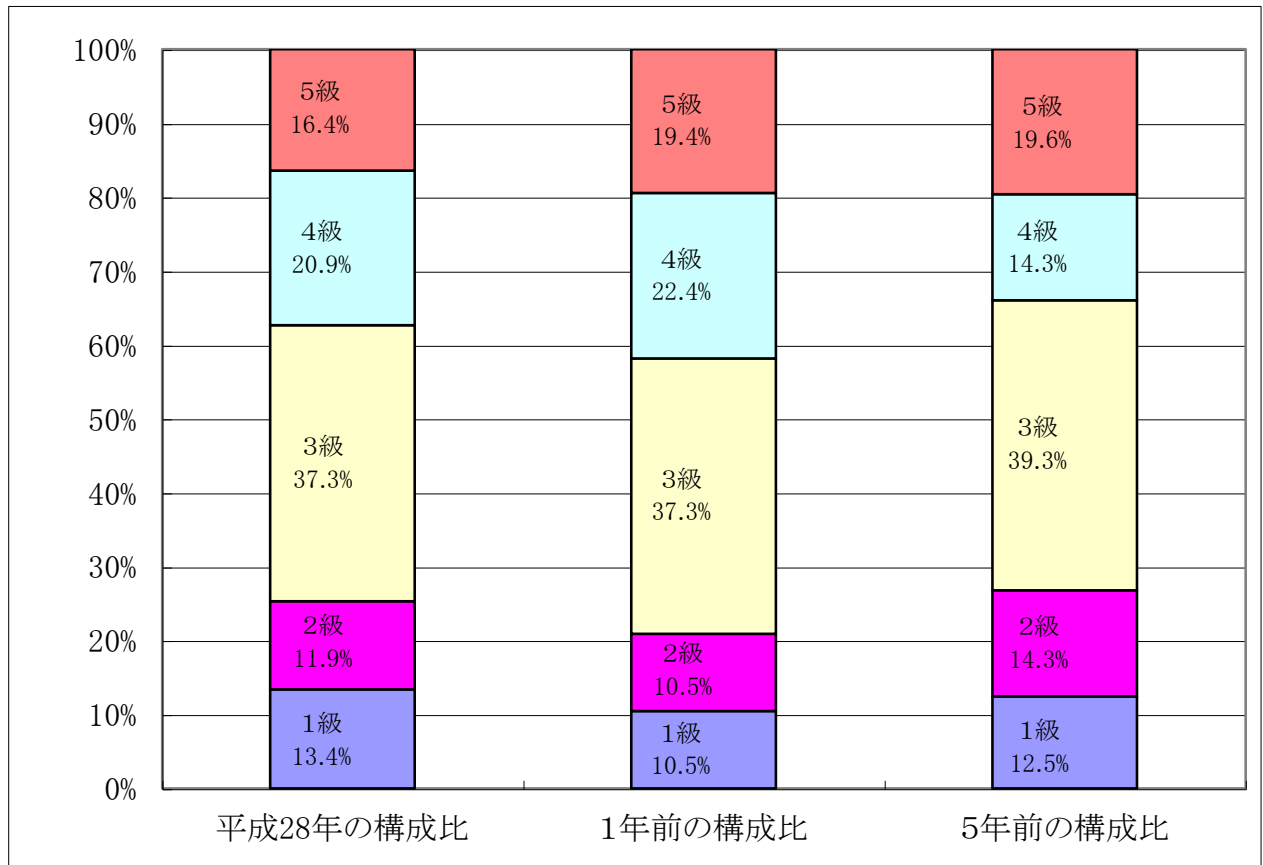
区 分		経験年数10年以上 15年未満	経験年数20年以上 25年未満	経験年数25年以上 30年未満	経験年数30年以上 35年未満
一般行政職	大学卒	241,800円	335,300円	360,100円	373,800円
	高校卒	該当者なし	x 円	該当者なし	x 円
技能労務職	高校卒	x 円	x 円	x 円	該当者なし
	中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定型的な業務を行う職種	9人	13.43%	141,600円	246,600円
2 級	主任の職務又はこれに相当する職務	8人	11.94%	191,700円	303,400円
3 級	係長及び主査の職務又はこれに相当する職務	25人	37.31%	227,900円	349,200円
4 級	課長補佐の職務又はこれに相当する職務	14人	20.90%	261,100円	380,200円
5 級	1 課長の職務又はこれに相当する職務 2 母島支所長の職務 3 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務	11人	16.42%	287,100円	392,200円

- (注) 1 小笠原村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成 28 年 4 月 2 日から平成 29 年 4 月 1 日 までにおける運用	小笠原村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小笠原村	東京都	国
1人あたり平均支給額（27年度） 1, 231千円	1人あたり平均支給額（27年度） 1, 776千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.6月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.7月分 (1.45)月分 (0.8)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.6月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成28年度中における運用	小笠原村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（28年4月1日現在）

小笠原村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.50月分	23.50月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	31.50月分	31.50月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	45.00月分	45.00月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	45.00月分	45.00月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(退職時特別昇給 なし)			・定年前早期退職特例措置		
・定年退職の場合、調整金の加算あり			(2%～45%加算)		
1人あたり平均支給額		11,655千円			

(注) 退職手当の1人あたり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）		774千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）		773,554円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都港区	20%	1人	20%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）		93.5 （93.5）	

（注） 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）		16,739千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）		452,405円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）		30.1%		
手当の種類（手当数）		12		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （27年度決算）	左記職員に対する支給 単価
困難な徴収業務従事手当	・ 財政課税務係 ・ 村民課住民係 ・ 母島支所庶務係	税の滞納整理、差し押さえ処分等困難な徴収業務について、債務者等と直接接する業務に従事した者	0千円	庁内において従事したとき 日額 250円 庁外において従事したとき 日額 700円
看護業務従事手当	・ 医療課看護師、助産師	診療所勤務の看護師、准看護師、助産師で、正規の勤務時間以外の時間に当番待機を割り当てられている者	2,262千円	日額（当番1回につき） 通常の日から始まる場合 拘束時間1時間30分以下の日 1,000円 拘束時間1時間30分を越え16時間15分以下の日 4,000円 拘束時間16時間15分を超える日 8,000円 年末年始の日から始まる場合 拘束時間16時間15分以下の日 6,000円 拘束時間16時間15分を超える日 12,000円
夜間看護等手当	・ 医療課看護師、助産師、介護福祉士、介	診療所及び老人ホームに勤務する助	4,032千円	勤務1回につき 1 通常の日から始ま

	<p>護員</p>	<p>産師、看護師、介護員又は准看護師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき。</p>		<p>る場合</p> <p>(1) その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 6,800円</p> <p>(2) その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,300円</p> <p>イ 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 2,900円</p> <p>ウ 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,000円</p> <p>2 年末年始の日から始まる場合</p> <p>(1) その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 10,200円</p> <p>(2) その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 4,950円</p> <p>イ 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 4,350円</p> <p>ウ 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 3,000円</p>
--	-----------	---	--	--

放射線業務従事手当	・医療課医師、診療放射線技師、看護師、助産師	診療及び介助のため放射線業務及び補助業務に従事した者	158千円	日額 280円
緊急登院手当	・医療課 ・母島支所	正規の勤務時間外に救急患者の処置等のために緊急に診療所に登院した者(登院時に看護業務従事手当の支給を受けている者を除く。)	304千円	1回につき 1,000円
救急業務従事手当	・医療課 ・母島支所	救急患者の収容のため、救急自動車で出動した者	79千円	1回につき 1,000円
医師業務手当	・医療課医師	診療所において医師の業務を行う者で、時間外の当番を行う医師	8,400千円	月額 350,000円
診療所長手当	・医療課医師	小笠原村診療所長の業務を行う医師	1,200千円	月額 100,000円
医師派遣手当	・医療課医師	東京都地域医療支援ドクター事業により都から派遣された医師で、医師の業務に従事する者	0千円	日額 10,000円 (月額 250,000円を上限)
火葬場運転手当	・村民課住民係 ・母島支所庶務係	火葬業務を職員が執行せざるを得ない場合、運転に直接従事した者	9千円	1件につき 1,500円 年末年始 2,300円
浄水場運転手当	・建設水道課 ・母島支所施設係	浄水場勤務者で浄水場運転に従事する者	295千円	日額 800円 年末年始 1,200円
特殊作業手当	・建設水道課 ・母島支所施設係 ・村民課住民係 ・母島支所庶務係	し尿処理管渠内作業、排泥処理作業、醸造作業及び火葬業務の補助等に従事した者	0千円	日額 1,200円 年末年始 1,800円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	75,571千円
職員1人あたり平均支給年額(27年度決算)	687千円
支給実績(26年度決算)	69,959千円
職員1人あたり平均支給年額(26年度決算)	666千円

(注) 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年

度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（28年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外6,500円 1人（配偶者なし） 11,000円 特定期間の加算 5,000円	同じ		13,902千円	243,886円
住居手当	・家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 ・家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃額-23,000円) ×1/2+11,000円 ・家賃額55,000円以上 27,000円	同じ		187千円	62,400円
初任給調整手当	医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職 月額 56,100~413,300円	同じ		19,838千円	4,959,600円
通勤手当	公共交通機関 運賃相当額（鉄道利用は6か月定期券額を一括支給） 交通用具 通勤距離に応じて1か月ごとに支給（通勤距離が片道2Km以上であること）	同じ 異なる	支給上限 18,700円 国は31,600円	326千円	46,629円
管理職手当	59,500円 (再任用 44,300円)	同じ		8,917千円	685,914円
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する官公の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同	同じ		708千円	708,000円

	居していた配偶者と別居でい、単身で生活することを常況とし、距離制限（60km以上）を満たす職員 23,000円（距離により加算あり）				
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられ勤務した場合 勤務1時間当たりの給料額の25/100	同じ		1,191千円	62,707円
管理職特別勤務手当	管理職手当を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日に勤務した場合 6時間以下 8,000円 6時間超 12,000円	同じ		1,330千円	133,000円
宿日直手当	宿直 10,000円 日直 5,000円 （年末年始加算あり）	異なる	緊急通報（119番）取り扱いを行うため手当額が異なる	6,563千円	142,663円

5 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	650,000円 ()	(参考) 類似団体における最高/最低額 763,000円 / 384,000円	
	副 市 町 村 長	580,000円 ()	630,000円 / 391,800円	
報 酬	議 長	240,000円 ()	344,000円 / 140,000円	
	副 議 長	195,000円 ()	279,000円 / 115,000円	
	議 員	176,000円 ()	261,000円 / 100,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(27年度支給割合) 3.15月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(27年度支給割合) 3.15月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 650,000×在職年数×4	(1期の手当額) 10,400,000円	(支給時期) 任期毎
	副 市 町 村 長	580,000×在職年数×3	6,960,000円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

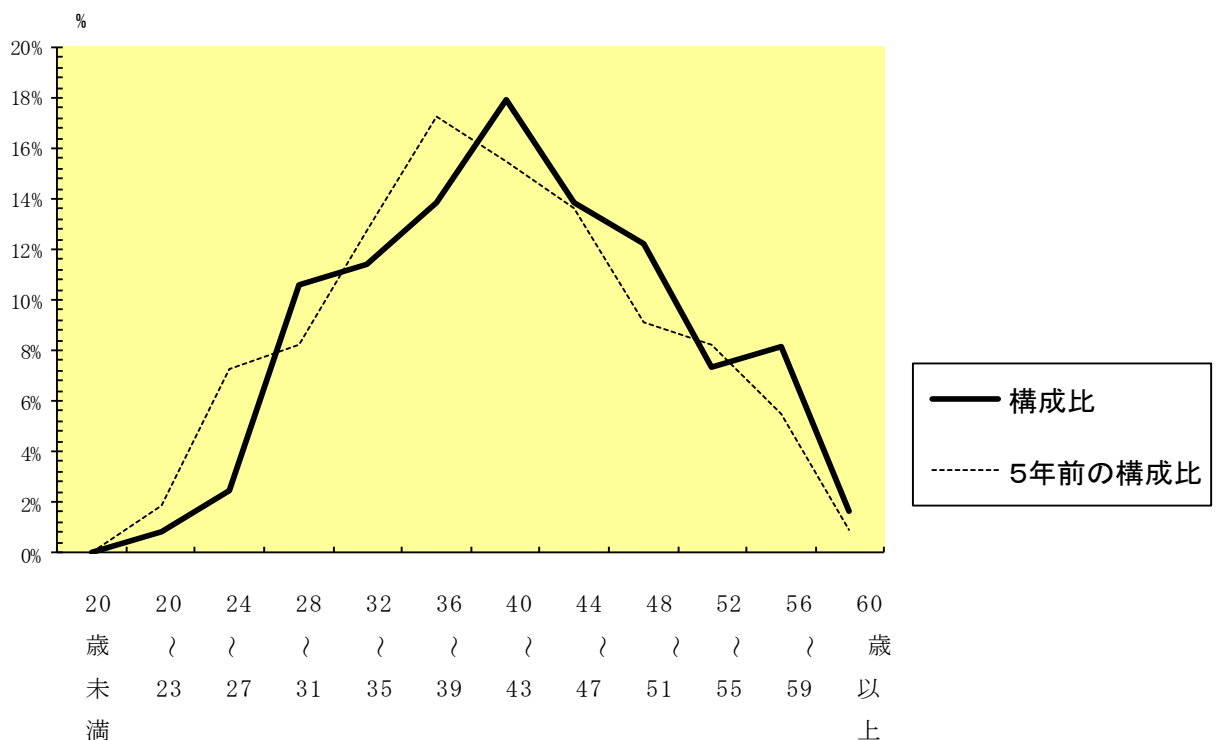
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成27年	平成28年		
普通会計部門	一般会計部門	議会総務	2	2	0	欠員補充 電算化による減 事務の統廃合による減 <参考> 人口1万人当たり職員数 436.80人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 204.17人)
		税務	28	30	2	
		民生	4	4	0	
		衛生	29	28	-1	
		農林水産	36	36	0	
商工		1	1	0		
土木	4	4	0			
	計	9	8	-1		
		計	113	113	0	
	教育部門		3	3	0	
	消防部門					
	小計		116	116	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 448.40人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 242.47人)
公営企業等部門	水道		4	4	0	
	その他		3	3	0	
	小計		7	7	0	
合計			123	123	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 475.45人
			[124]	[124]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (28年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以 上	計
職員数	人 0	人 1	人 3	人 13	人 14	人 17	人 22	人 17	人 15	人 9	人 10	人 2	人 123

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	99	108	111	114	113	113	14 (14.1%)
教育	5	4	4	4	3	3	-2 (-40.0%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0%)
普通会計計	104	112	115	118	116	116	12 (11.5%)
公営企業等会計計	6	6	6	6	7	7	1 (16.7%)
総合計	110	118	121	124	123	123	13 (11.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

*小笠原村には、地方公営企業法を全部適用する公営企業はありません。